**●●（事業所名）防災計画**

第１　計画策定の目的

　　この計画は、放課後等デイサービス事業者が、災害等に平常時から備えるとともに、非常災害時における関係機関への通報、連絡体制、安全確保のための行動手順並びに計画に関する利用者及び従業者への周知方法を整備するための非常災害に関する具体的計画として策定し、利用者及び従業者の安全を確保し、災害（火災、震災、風水害）が起きた場合の被害の防止及びその軽減を図ることを目的とする。

第２　平常時の対策

　１、災害時の体制の整備

　（１）役割分担

　　　災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、安全対策班、物資班を定め、役割分担表（別紙１）を年に１回更新する。

　（２）召集・連絡体制

　　　災害時に従業者の召集が速やかに行えるよう、防災連絡体制一覧表（別紙２）及び緊急連絡網（別紙３）作成し、年に１回更新する。また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表（別紙４）を作成し、年に１回更新する。利用者の連絡先に関する利用者情報一覧表は新規利用者との契約を締結するごとに記録し、年に１回中止者等の点検・精査を行う。

　（３）防災設備等の整備点検

　　　消防法令に基づく消防用設備等については定期点検を実施するとともに、防災物品の整備を行う。

　２、従業者の召集

　　　夜間及び休日時の災害の場合における従業者の召集・参集基準（別紙５）を作成し、年に１回見直す。

　３、災害時の避難方法・避難の可否に係る基準

　（１）避難の基準

　　　事業所の外へ避難する場合の基準について、年に１回見直す。

　（２）避難方法

　　　災害種別に応じた避難場所、避難経路、避難方法を定め、年に１回見直す。

４、備品・設備

（１）備蓄物資・災害時必需品

　　　非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じた非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リスト（別紙６）を作成し、６ヶ月に一度点検する。

　（２）設備の定期的な点検

　　　災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう１年に一度点検する。

５、防災訓練

　　　防災訓練は、具体的な災害を想定し、それに対応した災害時の役割への配置、招集参集基準に基づく連絡、避難の基準に基づく判断、及び計画に定める避難経路、避難方法に基づく避難訓練を年２回実施する。

　　　避難訓練の中では特に、避難場所や避難経路、連絡方法、避難基準等の妥当性について確認するとともに、自力で避難が困難な利用者に対する避難・救出方法を確認し、夜間を想定した避難訓練についても定期的に実施する。

６、本計画に関する周知方法

　　　本計画に関し、従業者、利用者及びその家族に対する周知を徹底するため、計画の概要について掲示板に掲示するとともに、従業者に対し本計画に基づく防災に関する研修を年に１回以上実施するなどの措置を実施する。

第３　火災時の行動手順

１、火災発見時の対応

（１）火災を知らせる

　　人が発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。

（２）通報をする

　　火災を発見したら直ちに１１９番通報を行う。通報するときは火災発生現場の位置と火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。

２、初期消火

　　消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し天井に火が届くようになった時は避難する。

３、避難誘導

（１）避難方法

　　①発見者は火災の発生を他の従業者に知らせ各従業者より口頭で避難誘導を行う。

　　②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

（２）避難状況の確認

　　屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について具体的な数字を踏まえて正確に確認し、逃げ遅れた者がいないか確認する。

４、被害状況の確認

　　避難者の状況を確認しながら、怪我をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか等の確認を行う。

　　怪我等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

５、消防隊への情報提供

　　現場に到着した消防隊に、「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」、「事業所の構造」等の情報を提供する。

第４　震災時の行動手順

　１、発生時の対応

　（１）揺れを感じたら（まずは自分の身を守る）

　　　地震発生から揺れがおさまるまでは、自分の身を守ることを優先する。（机やテーブルの下に隠れる。又は壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から特に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。）

　（２）揺れがおさまったら（安全確保等）

　　　大きな揺れがおさまったら、従業者は利用者が安全な場所へ避難できるよう必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置等を速やかに行う。

　　ア　避難経路等の確保

　　　①戸が閉まらないように近くにあるものをはさみ込む。

　　　②ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して安全な避難経路を確保する。

　　イ　出火防止のための措置

　　　①直ちに火元の点検を行う。

　　　②電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。

　　　③もし、出火を発見したら

　　　　ⅰ）大声で火災の発生を知らせる。

　　　　ⅱ）火災が発生している場合には、通報・避難・消火に努める。（消火器、消火栓、バケツ等による初期消火の実施）但し、天井に火が届くようになった時は避難する。

　　　　ⅲ）電気火災は感電の心配があるので、まずブレーカーを落として、電源を遮断してから消火する。

　　　　ⅳ）消えたように見えても残り火や余熱で再び燃え上がる場合があるので、消火器を具備した要員を配置して、再発火に備える。

　　ウ　ガス漏れ対策

　　　①ガス漏れがないか確認する。

　　　②ガスの元栓を閉める。

　　エ　事業所内の安全確保等

　　　①倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。

　　　②負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

　　　③建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待

機する。

　　　④建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、三角コーン等の備品を使って立ち入りを禁止する。

　　　⑤給水、電気等のライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。

　　　⑥ガラスの破損、備品の転倒、ポットの水等を点検し、必要な補修、清掃等を実施

する。

　　　⑦地震の後はガラス破片等が周囲に散乱しているため、事業所内であっても必ず靴

　　　　を履いて行動する。

　　オ　医療機器利用者への電源確保

２、利用者・従業者の安否確認等

　　利用者の安否確認をしながら、怪我をしていないか、気分がすぐれない物がいない

か、体調を崩した者がいないか等の確認を行う。

３、情報の収集・安全確認

（１）地震被害についての情報の収集

　　地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防

　等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握した上で、当

　該事業所の安全を判断する。

（２）利用者等への情報提供

　　①余震等による事業所倒壊の心配がなければ、口頭で冷静な対応を指示する。

　　②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。

４、避難

　　建物内にとどまることが安全かどうかを判断し、本格的な避難を開始する。余震が

起きても慌てずに正しい情報に従い行動する。

（１）避難の決定

　　事業所の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して避難の要否及び避難先（事業所内、事業所外）について決定する。

（２）避難の実施

　　避難の実施にあたり、人員が不足する場合には市町村や近隣の消防団、関係機関その他の協力者に協力を依頼して避難誘導等を行う。事業所敷地外に徒歩で避難する場合は、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりする者がないように注意する。

　ア　事業所内で避難できる場合

　　利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に活用して、従業者が協力して利用者の安全確保にあたる。

　イ　事業所外に避難する場合

　　ⅰ）避難経路・場所の決定等

　　　　あらかじめ定めておいた避難経路・避難場所のうち災害の状況に応じて具体的

　　　　な避難経路・避難場所を決定する。

　　　　避難誘導に際しては、避難場所の位置、経路、避難方法、誘導従業者を具体的に示して実施する。

　　ⅱ）避難実施にあたっての留意事項

　　　①避難にあたっては必ず靴を履く。

　　　②移動には頭部の保護のため座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。

　　　③傾いた建物・ブロック塀等の倒壊等のおそれのあるものには近寄らない。

　　　④いったん避難したら施設の安全が確保できるまで再び中に戻らない。

５、避難所等への避難後

（１）利用者等の確認

　　避難場所に着いたら、直ちに点呼により利用者等の安否及び状況等を確認する。

避難中にはぐれたりした者がいないか等を確認する。

　避難所では被災地区から多くの住民が集まっており、施設からの避難者であること

が分かるようゼッケン等を着用するなどして混乱を防止する。

（２）負傷者の手当・病院への搬送

　　避難者の状況確認をしながら、怪我をしていないか、気分がすぐれない者がいないか体調を崩した者がいないか等の確認を行う。

（３）健康管理

　　被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

（４）家族等への連絡・引継ぎ

　　被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態等を判断材料として家族等への引継ぎについて検討する。

第５　風水害時の行動手順

　１、風水害のおそれがある場所

　　　①看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険な物はあらかじめ倒す、撤去する。

　　　②出入り口の窓をしっかり閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。

　　　③浸水の恐れがある場合は、必要に応じて、食料、衣類等の生活用品やノートパソコン等の機器類を棚の上部へ移動するほか、土嚢、止水板などを設置する。

　　　④テレビ、ラジオ、インターネット等により気象庁が発表する大雨情報や台風情報を収集する。

　　　⑤基準に従い、従業者の参集を行う。

　　　⑥火元の点検、電熱器具を切る、ガスの閉栓、火気使用の制限等

　　　⑦必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認

　２、避難誘導

　（１）避難指示

　　　避難に関する判断基準は市町村の発令する避難準備情報や避難勧告等を踏まえ、避

難決定した場合は利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

（２）方法

　　①従業者が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。

　　②事業所内にいた利用者及び従業者がいることを確認した上で災害の状況に応じ避

難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

　　　③浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ上階への垂直避難を考慮する。

　（３）利用者の確認

　　　安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について具体的な数字をふまえて正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認する。

　３、被害状況の確認

　　避難者の状況を確認しながら、怪我をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか等の確認を行う。

　　怪我等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

　４、避難所等への避難後

　（１）利用者等の確認

　　　避難場所に着いたら、直ちに点呼により利用者等の安否及び状況等を確認する。避難中にはぐれたりした者がいないか等を確認する。

　　　避難所では被災地区からの多くの住民が集まっており、事業所からの避難者であることが分かるよう、ゼッケン等を着用するなどして混乱を防止する。

　（２）負傷者の手当・病院への搬送

　　　避難者の状況確認をしながら、怪我をしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか等の確認を行う。

　（３）健康管理

　　　被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活等で利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

　（４）家族等への連絡・引継ぎ

　　　被害予想に基づき、事業所の復旧の見通し、利用者の状態等を判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

第６　送迎中に震災が発生した場合の対応手順

１、送迎中断の判断

（１）震災発生時の判断基準

　　　送迎中に震災が発生した場合は、揺れが収まるまで周囲の建物の倒壊等に十分注意した上で待機する。その後ラジオ等で津波発生に関する情報や道路状況、火災の発生情報等を収集し、避難場所へ向かうか事業所へ戻るかの判断を行う。

　（２）送迎中の利用者について

　　　利用者については自宅へ送り届けた後も、余震・津波の発生やライフラインの途絶により支援が必要となる可能性が高いため、自己対応困難な利用者であり家族が自宅に不在である場合は、（１）の判断により避難所への誘導又は事業所へ送迎職員とともに戻る。

２、避難後の対応

　（１）事業所待機職員との連絡

　　　送迎業務を行わず事業所で待機していた職員に対し、送迎・避難の状況について速やかに連絡を行う。連絡がつかない場合は、余震・津波・火災等の二次災害の状況に十分注意の上、あらかじめ定めていた集合場所に参集する。

（別紙１）

**役割分担表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **担当** | **業務内容** | **役職・職種** | **氏名** |
| **総括責任者** | **・避難の判断等防災対策に係る指揮**  **・全体の総括管理**  **・対外対応** | **●●** | **●●●●** |
| **情報収集・**  **連絡班** | **・災害に関する情報収集**  **・職員への連絡、職員、家族の安否確認**  **・関係機関との連絡調整**  **・避難状況の集約**  **・集約した情報を総括責任者へ伝達** | **●●** | **●●●●** |
| **救護班** | **・負傷者の救出**  **・負傷者への応急処置**  **・負傷者の病院移送**  **・負傷者の状況に関し総括責任者へ伝達** |  |  |
| **消火班** | **・火の元の確認、初期消火**  **・ガスの元栓の閉栓確認**  **・ブレーカー確認** |  |  |
| **先発避難班** | **・事業所内の安全確保**  **・事業所外の安全確認**  **・施設、設備の被害状況等を確認の上避難経路の決定**  **・事業所外へ避難完了した利用者の体調確認**  **・利用者の避難誘導** |  |  |
| **後発避難班** | **・逃げ遅れた利用者がいないか確認**  **・給水、ガス、電気の確認**  **・必要に応じて事業所の施錠**  **・事業所入り口付近に避難場所を明記したメモを貼付、掲示**  **・先発班への状況報告** |  |  |

**※職員の入・退社にあわせて担当者の更新を行うこと。**

**※総括責任者は代理を定めておくこと。**

（別紙５）

**震災発生時の職員参集基準**

非就業日に震災が発生した場合は、以下の基準により事業所への参集を行う。

１、震度による基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **責任者** | **指定職員** | **一般職員** |
| 【地震】  震度６以上 | 職場からも連絡がなくても自発的に出勤 | 職場からの連絡がなくても自発的に出勤 | 責任者からの指示がなくても自発的に出勤 |
| 【地震】  震度５強弱 | 職場からの連絡がなくても自発的に出勤 | 職場からの連絡がなくても自発的に出勤 | 責任者からの指示により出勤 |
| 【地震】  震度４以下 | 職場へ連絡、必要と判断すれば出勤 | 事業所から連絡があれば出勤 | 出勤の必要なし |

２、例外

次のいずれかに該当する場合は、事業所への参集

①大規模地震のため職員自身又は家族が負傷している場合

②自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合

③・・・

④・・・